

# 電気車用鉛蓄電池・小形電動車用鉛蓄電池 — 図記号を用いた正しい保守・取扱いの指針 (SBA G 0807)

Lead acid traction batteries & lead acid batteries for small traction-Guidance for proper maintenance and handling with symbols

水野 隆司 \*  
Takashi Mizuno

2011年12月2日付けでSBA G 0807:2011(電気車用鉛蓄電池・小形電動車用鉛蓄電池—図記号を用いた正しい保守・取扱いの指針)が改正されたので、その改正の趣旨と概要について以下に解説する。

## 1. 今回改正の趣旨

この指針は、2006年に改正されてから5年が経過し、見直しが必要になった。今回の改正では、書式をJIS Z 8301:2008(規格票の様式及び作成方法)に規定する様式に従い、次の内容について見直しを行った。

## 2. 改正概要

### 2.1 タイトル

(財)家電製品協会発行の“家電製品の安全確保のための表示に関するガイドライン”に従い、“安全取扱い指針”を“図記号を用いた正しい保守・取扱いの指針”に変更した。

### 2.2 本文

“安全上”を“取扱い上”に、“安全取扱い”を“正しい取扱い”にそれぞれ変更した。顧客にとって分かりにくい表現のため、“シグナル用語”を“危害・損害の程度”に変更した。

### 2.3 静電気

市場での取扱いを考慮し、静電気の図記号と意味を追加した。

### 2.4 危害・損害の程度の区分

危険、警告、注意の文書表現は、蓄電池の安全確保のための表示ガイドライン(4版)に整合させた。

### 2.5 修理、加工、改造、分解及び組替え

文書表現を見直し、電気車用鉛蓄電池には、修理、改造及び組替えに加工と分解を追加した。同じく、小形電動車用鉛蓄電池には、分解及び修理に加工、改造及び分解を追加した。

## 3. 審議中に特に問題となった事項

今回のSBA G 0807の改正審議で問題となった主な事項を次に示す。

### 3.1 蓄電池の清掃

蓄電池を水洗した後の水に関する記載がなかったため、水洗水の中には鉛、硫酸が含まれることを明記し、注意を啓発する文面を検討した。

### 3.2 静電気

市場での取扱いを考慮し、(財)日本電子部品信頼性センター発行の“静電気現状からの電子デバイスの保護—一般要求事項”から図記号と意味を規定し、注意を啓発する文面を検討した。

### 3.3 本文

本指針が車両の取扱説明書等に記載する一例であることを考慮し、尊敬語である“ください”を引用した。

## 4. その他解説事項

静電気の図記号については、(財)日本電子部品信頼性センター発行の“静電気現状からの電子デバイスの保護—一般要求事項”に規定する、警告ラベル例を引用した。

\* 自動車生産統括部 技術部